

## 必要な添付書類の見分け方

児童扶養手当一部支給停止適用除外の届出に必要な書類については、以下のとおりです。

**令和7年8月1日から29日までに、現況届と併せて必要書類をこどもみらい課の窓口まで持参してください。**  
期日までに届出がない場合は、児童扶養手当額が**減額**となりますのでご注意ください。

- 【提出書類】 ○児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)  
○必要な添付書類(様式がお手元にはない場合は、ご連絡ください。)

